

# 医療保険による訪問看護 重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、当事業所とサービス利用契約を希望される方に対して、関係法令に基づき、当事業所の概要や提供するサービスの内容について、契約を締結する前に知っておいていただきたいことを事業者が説明するものです。

## 1. 事業者（法人）の概要

- (1) 法人名 社会福祉法人 甲州市社会福祉協議会
- (2) 法人所在地 〒404-0042 甲州市塩山上於曾 9 7 7 - 5
- (3) 電話番号 0553-34-8195
- (4) 代表者氏名 会長 宮原 健一
- (5) 設立年月日 平成 17 年 11 月 1 日

## 2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 訪問看護事業所
- (2) 事業所の名称 甲州市社会福祉協議会訪問看護ステーション
- (3) 事業所番号 1962290027（平成 30 年 4 月 1 日 山梨県指定）
- (4) 開設年月 平成 30 年 4 月 1 日
- (5) 事業所の所在地 〒409-1304 甲州市勝沼町休息 1 8 6 7 - 2
- (6) 連絡先 電話：0553-39-8470 FAX：0553-39-8733
- (7) 管理者氏名 古屋 教子

## 3. 事業の目的と運営の方針

### (1) 事業の目的

健康保険法その他関係法令及び本契約に従い、主治医の指示のもと利用者の心身の特性を踏まえて日常生活動作の維持・回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援することを目的とします。

### (2) 事業の運営方針

利用者様の心身の状態に応じた適切なサービスを提供します。また、利用者・家族が安心して療養ができるよう 24 時間対応体制を整えます。事業の実施に当たっては、人員の確保、教育指導に努め、利用者様個々の主体性を尊重し、地域の保健医療、福祉との連携のもと総合的なサービスの提供に努めます。

## 4. 提供するサービスの内容

	サービスの内容
訪問看護計画の作成	文書による主治医の指示に基づき利用者の心身の機能の回復を図るため療養上の目標と具体的なサービスの内容を記載した看護計画書を作成します。
訪問看護サービスの提供	1) 病状・障害の観察 2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 3) 食事及び排泄等日常生活の世話 4) 床ずれの予防又は処置 5) リハビリテーション 6) ターミナルケア 7) 認知症・精神疾患者の看護 8) 療養生活又は介護方法の指導

	9) カテーテル等医療機器の管理 10) その他医師の指示による医療処置
--	---

## 5. 営業日時

営業日	月曜日から金曜日まで ただし、国民の祝日（振り替え休日を含む）及び年末年始（12月29日から1月3日）を除きます。
営業時間	午前8時30分から午後5時15分まで ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、24時間対応可能な体制を整えるものとします。

## 6. 事業所の職員体制

職種	人員
管理者	看護師1名
訪問看護師	看護師5名以上
事務者	1名以上

## 7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、医療保険の負担割合に応じて診療費の1割、2割、3割になります。

### （1）訪問看護の利用料（自己負担額1割の場合）

診療内容	算定回数等	診療費		利用者負担金 (1割の場合)
訪問看護管理療養費	月の初日の訪問 (1日につき)	7,670円		767円
	2日目以降(1日につき) (体制による)	1	3,000円	300円
		2	2,500円	250円
訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日目まで	5,550円		555円
	週4日目以降	6,550円		655円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき)	週3日目まで	5,550円		555円

※同一日同一建物居住者2人まで	週4日目以降	6,550円	655円
訪問看護基本療養費Ⅱ (1日につき)	週3日目まで	2,780円	278円
※同一日同一建物居住者3人以上	週4日目以降	3,280円	328円
訪問看護基本療養費Ⅲ ※在宅療養に備えて一時外泊中	入院中1回まで (疾患等により2回まで)	8,500円	850円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日まで 30分以上	5,550円	555円
精神科訪問看護基本療養費Ⅰ (1日につき)	週3日 30分未満	4,250円	425円
	週4日 30分以上	6,550円	655円
	週4日 30分未満	5,100円	510円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき) ※同一日同一建物居住者2人まで	週3日 30分以上	5,550円	555円
	週3日 30分未満	4,250円	425円
	週4日 30分以上	6,550円	655円
	週4日 30分未満	5,100円	510円
精神科訪問看護基本療養費Ⅲ (1日につき) ※同一日同一建物居住者3人以上	週3日 30分以上	2,780円	278円
	週3日 30分未満	2,130円	213円
	週4日 30分以上	3,280円	328円
	週4日 30分未満	2,550円	255円
精神科訪問看護基本療養費 (Ⅳ) (1日につき) ※在宅療養に備えて一時外泊中	入院中1回まで (疾患等により2回まで)	8,500円	850円
訪問看護情報提供療養費1	厚生労働大臣が定める疾患等の利用者のうち、当該市町村等からの求めに応じて情報提供した場合(月1回)	1,500円	150円

訪問看護情報提供療養費 2	厚生労働大臣が定める疾患等の利用者のうち、当該義務教育諸学校、保育所からの求めに応じて情報提供した場合(月1回)	1,500円	150円
訪問看護情報提供療養費 3	保険医療機関等に入院、または入所する利用者について主治医に情報提供した場合(月1回)	1,500円	150円

### 【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (1割の場合)
夜間・早朝、 深夜加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービス提供する場合	2,100円	210円
	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合	4,200円	420円
緊急訪問看護 加算	診療所又は在宅療養支援病院の主治医の指示による（1月につき）	イ. 月14日目まで	2,650円
		ロ. 月15日目以降	2,000円
乳幼児加算	6歳未満の乳幼児の訪問に対して（1日につき）		260円 (2割負担)
		別に厚生労働大臣が定める者に該当	360円 (2割負担)
難病等複数回 訪問加算	週4日以上 of 訪問看護を算定できる利用者のみ	1日2回目の訪問	450円
		1日3回以上の訪問	800円
複数名訪問 看護加算	同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合 (1回につき)	看護師2名(イ) ※週1日を限度	450円
		看護師と看護補助者(ハ) ※週3日を限度	300円
		看護師と看護補助者(ニ)厚生労働大臣が定める者、特別訪問看護指示書による訪問	1回/日 3,000円 2回/日 6,000円 3回以上/日 10,000円
長時間訪問 看護加算	15歳未満の超重症児または準超重症児、15歳未満の小児で特別な管理が必要な者への90分を超える訪問(週3回)・特別管理加算の対象者への訪問・特別訪問看護指示書に	5,200円	520円

	よる 90 分を超える訪問（週 1 回）			
退院時共同 指導加算	退院又は退所につき 1 回に限り主治医等と共同して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合（特別な管理を必要とする者は 2 回）	8,000 円	800 円	
特別管理 指導加算	退院時共同指導加算及び特別管理加算の対象者	2,000 円	200 円	
退院支援指導 加算	退院日に訪問し療養上必要な指導を行った場合（別に厚生労働大臣が定める者に対し 1 回の訪問時間が 90 分を超えた場合又は複数回の退院支援指導の合計が 90 分を超えた場合）	6,000 円 又は 8,400 円	600 円 又は 840 円	
在宅患者連携 指導加算	在宅主治医を中心とした日常的な情報共有及び指導（月 1 回）	3,000 円	300 円	
在宅患者緊急 時等カンファ レンス加算	在宅主治医を中心とした診療方針の変更決定に関わる在宅カンファレンス（月 2 回まで、1 回につき）	2,000 円	200 円	
24 時間対応 体制加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整えている場合	イ	6,800 円	680 円
	24 時間対応体制における看護業務の負担軽減の取組を行っている場合（1 月につき）	ロ	6,520 円	652 円
特別管理加算 （重症度が高い場合）	在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、気管カニューレや留置カテーテルを使用している状態（1 月につき）	5,000 円	500 円	
特別管理加算 （上記以外の特別な管理を要する場合）	在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理 人工肛門または人工膀胱を設置している状態。真皮を越える褥瘡の状態にある者。在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者（1 月につき）	2,500 円	250 円	

看護・介護職員連携強化加算	訪問看護ステーションが喀痰吸引等の業務を行う介護職員等の支援を行った場合 (月1回)		2,500円	250円
訪問看護医療DX情報活用加算	居宅同意取得型のオンライン資格確認等システムを通じて利用者の診療情報を取得及び活用し訪問看護を行った場合(月1回)		50円	5円
訪問看護ベースアップ評価料(I)	主として医療に従事する職員の賃金の改善を図る体制にある場合(訪問看護療養費を算定している利用者1人につき、月1回)		780円	78円
訪問看護ターミナルケア療養費1	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2回以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)		25,000円	2,500円
特別地域訪問看護加算	片道1時間以上要する厚生労働大臣が定める地域に訪問した場合	上記基本療養費の50%		
精神科緊急訪問看護加算	診療所又は在宅療養支援病院の主治医の指示による (1日につき)	イ.月14日目まで	2,650円	265円
		ロ.月15日目以降	2,000円	200円
長時間精神科訪問看護加算	15歳未満の超重症児または準超重症児、15歳未満の小児で特別な管理が必要な者への90分を超える訪問(週3回)・特別管理加算の対象者への訪問・特別訪問看護指示書による90分を超える訪問(週1回)		5,200円	520円
複数名精神科訪問看護加算	同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合 (1回につき)	看護師2名(イ) 1日1回	4,500円	450円
		1日2回	9,000円	900円
		1日3回	14,500円	1,450円
		看護師と看護補助者(ハ) ※週1日を限度	3,000円	300円

(3) その他の費用について

①交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・甲州市内は無料</li> <li>・通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、訪問1回につき1kmあたり50円</li> </ul>
------	--

②キャンセル料	サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます	
	サービス提供の2時間前までにご連絡のなかった場合	1,000円を請求いたします。
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		
エンゼルケア料 (在宅看取り後の処置を希望に応じ対応します)	15,000円(保険適用外)	
土日祝日休日利用料	2,000円(保険適用外)1回につき	

#### (4) 利用者負担額及びその他の費用の支払い方法について

利用者負担額その他の費用の支払い方法について	<p>利用者負担額及びその他の費用について、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア)利用者指定口座からの自動振替</p> <p>(イ)事業者指定口座への振り込み</p> <p>(ウ)現金支払い</p> <p>お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。</p>
------------------------	--

### 8. 緊急時における対応方法

- サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに下記的主治医へ連絡を行い、指示を求め等必要な措置を講じます。
- 感染症及び自然災害等やむを得ない事情により、訪問看護サービスの提供ができなくなった場合には業務継続計画に基づき速やかにサービスの再開に努めます。

利用者の主治医	医療機関 医師名 電話番号
緊急連絡先 (家族等)	氏名 (続柄 )
	電話番号
	氏名 (続柄 )  電話番号

### 9. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年11月9日法律第124号)に準じた取扱いをするとともに、下記の対策を講じます。

虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 古屋 教子
-------------	-----------

成年後見制度の利用を支援します。

苦情解決体制を整備しています。

従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

## 10. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めます。</p> <p>事業者及び従事者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。</p>
②個人情報の保護について	<p>事業者は、利用者及び家族から、あらかじめ同意を得ない限り、サービス担当者会議等で使用する等、他のサービス提供事業者等に、利用者及び家族の個人情報を提供しません。感染症及び自然災害等緊急事態においては協力する機関や事業所と情報共有する場合があります。</p> <p>事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

## 11. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

## 12. 苦情相談窓口

（１）サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	<p>〒409-1304 甲州市勝沼町休息 1867-2</p> <p>電話番号 0553-39-8470</p> <p>管理者 古屋 教子</p>
---------	--

（２）サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	甲州市役所 介護支援課 介護保険担当	電話番号 0553-32-2111
	山梨県国民健康保険団体連合会	電話番号 055-233-9201



### 13. サービスの利用にあたっての留意事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

- (1) サービス提供の際、訪問看護職員は次の業務を行うことができませんので、あらかじめご了解ください。
  - ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- (2) 訪問看護職員に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。
- (3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者 〒409-1304 甲州市勝沼町休息 1867-2  
甲州市社会福祉協議会訪問看護ステーション  
説明者氏名 古屋 教子 印

私は、事業者より上記の重要事項について説明を受け、同意しました。

利用者 住所  
氏名 印  
署名代行者（又は法定代理人）  
住所  
氏名 印  
本人との続柄

(家族代表) 私は、上記重要事項について説明を受け、利用者の家族の個人情報の使用について同意しました。

家族代表 住所  
氏名 印  
本人との続柄